

タイの社会福祉

伊達卓三

はじめに

近年東南アジアに対する国民の関心はとみに深まりつつあり、東南アジア諸国の政治経済、産業、文化等に関する著書、報道の量は急激に増加している。しかし、これを一時のブームとして終らせるのではなく、地についての理解および親善にまで結実させるためには学問研究レベルでは「東南アジア学者」とも呼ぶべき研究者の養成が、行政レベルでは人物交流・技術協力が、そして国民一般のレベルでは腹藏のない対話がさらに拡大されなければならない。

東南アジアの現状を理解し、これを踏まえて友好を促進する一助となることを期待しつつ、以下筆者が3年間滞在したタイ国の社会福祉の現状を紹介したい。なお、タイ国は東南アジアの典型的な国ではあるが、実際には東南アジア諸国は民族、歴史、宗教、言語、習慣において実に多様であって、タイ国の現状をもって他国を推しはかることは難しいことをあらかじめおことわりしておく。

タイ国——正確にはタイ王国である——は北緯5度から21度、東経97度から106度のアジアの区域に存在する熱帯の国であり、面積は約54万平方キロメートル(わが国の約1.4倍)、人口は約4400万人ある。平野が多く山地は西部、北部および南部にあるが高山はない。気候は安定しており、国土の大半は米作その他の農業に利用されている。人口の約8割が農民である。

タイ国社会を形成している重要な柱は王制、仏教およびタイ古来の血縁・地縁社会である。タイ人の社会を観察した研究者の多くはタイの社会構造がルーズであることを指摘するが、タイ人はそれなりの社会秩序を保ってきたのであり、タイが近代の帝国主義時代にあっても列強に抗し独立を全うしえたことは——この間にかなりの領土を失いはしたが——タイ人に団結力と処世の知恵が備わっていることを物語っている。王制、仏教、独立、米作とその形態に種々の相違はあるもののタイとわが国には共通するものが多々あり、これが両国民が親近感を持つ原因かと思われる。

I タイの社会福祉の歴史

タイとわが国は奇しくもほぼ同時に近代化のスタートを切った。明治維新の頃、タイにおいては、英明な王と敬われるチュラロンコン大王が即位しており、国家の近代化に努め、この間社会福祉にも関心を持ったとされている。

1893年、タイはカンボディア側から圧迫してきたフランスと戦ったが、この戦争の被災者を救護するための団体 The Red Unalom Society が創設された。この団体は戦争後も王室の庇護のもとに恒常的な社会福祉活動を開始した。これがタイ赤十字社の前身であるが、これは1910年にタイ赤十字社と改称した。これが民間団体による社会福祉事業の嚆矢であるとみなされる。

政府の社会福祉行政は内務省矯正局において行なわれていたが、1940年に内務省に厚生局 (Department of Public Welfare) が設置された。厚生局の活動の推移を厚生局の人員および予算から概観すると、1940年代には人員100名程度、予算100万バーツ(20バーツは約1アメリカドル)程度という状態が続いていたが、1950年代に入るや厚生局の人員、予算は急速に拡大し、1960年には人員約1500名、予算4000万バーツに達した。1960年代には同局はさらに発展し、1970年には人員約3500人、予算1億9000万バーツに達した。これは1960年のそれと比較して人員で2.4倍、予算では4.7倍になったこととなる。しかし、いうまでもなくこの背景には、タイの工業化、および農業の多角化(商品作物の栽培の成功)による高度経済成長があった。1970年代は福祉の安定成長の時期であるといえよう。1978年度の厚生局の人員は約4000人、予算は6億5235万バーツである。因みに1978年度の保健省の予算は34億1700万バーツであり厚生局予算の約5倍ある。ただし、後述するように社会福祉予算は厚生局以外の省庁部局にも計上されており、タイ大蔵省の資料によれば、1973年において、国家予算に占める割合は、保健3.1%、福祉3.1%と同率である(因みに経済開発18.1%、教育19.0%、国防21.0%である)。

大蔵省の数字では保健と福祉に大きい差はないとされ

るが、実際には保健省の行政がより活発であり、社会福祉行政の遅れが否定できない。社会福祉行政に遅れが見られる原因は第1にタイの国民所得がまだ低く(1977年に1人当たり所得が400アメリカドルを越えた)、社会福祉に予算をまわす余裕がないことであり、第2はタイ人社会の伝統にある。すなわち、タイ人は強固な血縁関係を基礎とする個人主義的志向の強い国民であり、血縁内の脱落者を縁者が連帯して保護するという伝統がある。これは富む者が貧しい者に施しを与えるのが当然であるとする仏教の教義とも合致するものであり、また、近世以来タイへ移住して定着した数百万人の中国人も家族主義を維持している。このような伝統がタイの豊かな農業生産力に支えられて今日まで生きてきており、したがって社会福祉行政の重要性はほとんど認識されていなかった訳である。

しかし、過去20年間におけるタイの工業化、都市の拡大はタイの社会、特に都市社会に大きい影響を与えており、少なくともバンコックにおいては先進国に似た社会福祉のニーズが現われてきている。今や歴代の政府は施政方針の中に貧富格差の是正、勤労者の生活向上、社会保障制度の充実を唱うのが例となっており、実際に低所得者対象のサービスの提供、社会保険制度の検討が行なわれるに至っている。

II タイ社会福祉行政機構

1 中央政府行政機構

タイの中央政府の機構はわが国のそれと共通する点が多いが、社会福祉行政について見ると、内務省厚生局がかなりの行政分野をカバーしているとはいえ、他省庁で福祉行政を行なっている例が見受けられる。たとえば、内務省地域社会振興局でも福祉行政を行なっており、やや特殊ではあるが公務員の社会保障給付制度は大蔵省が所管している。

しかし、便宜上内務省厚生局の組織を概観しておく。内務省厚生局には、書記室、人事課、会計課、災害救助課、調査研究課、社会保障課、福祉援護課、コミュニティ・サービス課、児童福祉課、営繕室、職業訓練援助課、自立農民育成(Self-Help Settlement)課、山岳民族福祉課の13課(室)がある。これらの課(室)の所掌事務は課(室)の名の通りであるが、自立農民育成課は、土地のない者に土地を与えて自立農となるまで援助する計画を担当し、山岳民族福祉課はタイの北部、西部地方の山岳地帯に居住している小数山岳民族の定着、自立および福祉の向上を担当している。

2 地方の行政機構

タイの国土は、72の県(バンコック首都圏を含む)に分割され、県が地方行政の重要な単位とされる。各県には内務省から知事が任命されているので、県内の行政に若干の地方自治の要素はあるもののきわめて中失集権的な行政が行なわれている。県の内には郡(アンプー)が、郡の中には郷(タンボン)が、郷の中には村(ムバーン)がそれぞれあり小さい行政単位として存在している。郡長(ナーイアンプー)は内務省の公務員であり、郷の長(カムナン)は選挙によって選出されるたてまえであるが、実際には郷の有力かつ家柄の古い家族の長が就任している。バンコックではバンコックの首都圏が郡ではなく地区に分割されている点が県の場合と異なる。

以上のように地方行政に関しては行政組織は比較的にめ細かくできてはいるが、これは治安維持、徴税、公共物の維持、人口動態の把握、中央政府の指示に基づく行事の実施等にもっぱら利用されており、社会福祉活動は低調である。1977年に厚生局はようやく全県庁に社会福祉担当官を置くことができたのであり、郡レベルには社会福祉に関する知見を有する公務員は配置されていない。今後厚生局がどのレベルまで社会福祉行政を浸透させることができるかが課題である。

バンコックはタイの人口の1割を収容する大都市であり、この行政に当るバンコック首都圏も大きい行政組織を有している。従来、中央政府とバンコック首都圏との間の権限、命令関係はややあいまいであったが、近年首都圏は中央政府からの独立性を高め、社会福祉分野でも独自の判断で行政を行なっている。厚生局は従来行ってきた市民に対する直接的な福祉サービスを首都圏に委ねるとともに、地方の福祉行政体制整備に努めているので、将来は中央政府は企画調整および地方への財政援助を、県は中央政府の財政援助を受けつつ各種事業を実施するという形が完成されようとしている。

3 民間組織

社会福祉事業を行なっている民間団体の筆頭はタイ赤十字社である。前述したように赤十字社の前身は1893年に設立されたものであり、当初から王室の厚い庇護のもとにある。現在の総裁はシリキット王妃であり、副総裁はシリントーン王女である。現在、タイ赤十字は、チュラロンコン病院(1200床)、ソムデット病院(麻薬中毒患者専門病院)、看護婦養成所、血清研究所、蛇園、血液センターをそれぞれ運営しており、タイの保健の発展において果たした役割は計り知れない。社会福祉の分野で

は、チャリティー事業、共同募金その他による募金の配分、養護施設の運営、インドシナ難民への保健サービス等を行なっている。1977年においてタイ赤十字社は2900万バーツを募金しこれを各種事業に配分したとされている。

次に特記すべきはタイ社会福祉協議会 (The Council on Social Welfare of Thailand) である。この協議会は1960年に民間福祉団体相互の連絡調整、共同の広報、募金活動、研究調査を行なうことを目的として結成されたものであり、赤十字社と並ぶ実力を有している。同協議会に参加している団体は約300であるが、厚生局の調べではタイには約500の民間福祉団体があるとされているので、民間団体の数はかなりのレベルにあるとはいえるが、これら団体の平均年間事業費は約50万バーツとの調査結果があるので団体の規模はいまだ小さいものが多いといえよう。

いずれにせよ、多くの民間団体の活動は20～30年の歴史しかないが、タイ人の中で社会福祉の理念が一般化しておらず、ごく一部の資産家、公務員、学生が民間活動に参加している現状ではやむをえないものであり、将来の民間活動の拡大が望まれる。

4 専門職員

厚生局の業務は一般事務職員と社会福祉専門職員によって実施されている。いわゆるソーシャルワーカーの大半は、タイで唯一の社会福祉専門職養成機関であるタマサート(国立)大学社会福祉学科 (Faculty of Social Administration) の卒業生である。同学科の在学生数を1974年の教育省資料で見ると、2年生7名(男1, 女6), 3年生31名(男5, 女26), 4年生58名(男14, 女44), 合計96名(男20, 女76), 修士課程17名(男1, 女16)である。一般にタイでは女子学生の数が多い(その理由としては、教育機会に関して男女の差別がないこと、伝統的に女子の方がよく勉強し、よく記憶することが挙げられる)のであるが、それにしても同学部では圧倒的に女子の比率が高い。厚生局の一職員によれば、一時ソーシャルワーカーは有望な職種として人気があり学生が集まったのであるが、就職先が限定されることが判ってから応募者も減少し、優秀な人材が採用しにくくなっているそうである。しかし、厚生局の職員と交流してみると同局の職員は決して他省庁の職員に劣るとは考えられず、女性ソーシャルワーカーは地道な努力をしているという印象を受ける。とはいえ、予算要求に際してあきらめが早いこと、施設における活動がマンネリ化していること、

外国との交流に消極的な者が居ることなど改善してほしい点も散見される。

III タイ社会福祉行政の現状

1 児童・家庭福祉

タイでは人口構造が若いこともあり、児童・家庭福祉施策は重要な行政とされている。児童福祉行政の対象となる児童の範囲は0歳から18歳までである。

(1) 児童に対する給付

稼得者が死亡、離別、傷病、失業等の理由でその児童を十分に扶養できなくなった場合には、その家庭、または児童に対し金銭または現物が支給される。1976年において701家庭(児童数3566人)および29574人の児童にこの制度が適用された。このうちには90件のカウンセリングが含まれている。この制度は法律により国民に権利として与えられているものではなく、申請者の状況を聴取し、予算の消化状況を勘案しつつ実施する態のものである。

(2) 里親制度

里親制度は、両親または片親の欠けている児童をボランティアである里親にあずかってもらって養育する制度である。厚生局は、里親に対し児童1人につき1ヵ月150バーツの養育費補助を行なっている。1976年には96家庭が里親となっていた。行政庁が把握している件数は少ないが実際には裕福な家庭が貧しい家庭の児童をあずかって養育することは普く見られるところである。

(3) 養子縁組

養子縁組は子供を有しない家庭が身寄りのない児童を養育する制度であるが、これが悪用されて児童が労働を強いられることが予想されるので、厚生局は養子縁組規則に基づいて養子縁組には厚生局長の許可を要することとしている。1976年には18件の養子縁組が許可されたとされているが、この数字は実態をはるかに下回るものと見られる。外国人との養子縁組もかなり盛んであり、これは米国、ヨーロッパからかなりのあっせん依頼があるためであるが、1977年の春にタイの児童を外国人にあっせんするグループの存在が明るみに出て新聞をにぎわした。このグループは貧しい家庭に金銭を与えて児童を受けとり、これを外国人と養子縁組させていたものであり、まれには両親に無断で児童を国外へ送り出すこともあったようであり、これが人身売買であるとして非難された訳である。この事件以後厚生局は局内に「養子縁組センター」を設け、外

国人との養子縁組を厳しくチェックすることとしている。

(4) 児童福祉施設

現在厚生局は19の児童福祉施設を設置管理している。これらの施設は0歳から18歳までの児童を年齢、性、障害の程度に応じて分類し、収容している。乳児院、養護施設、心身障害児施設に相当するものである。バンコック市内にあるラーチャウィティー少女院およびバックレット少年園は代表的な養護院である。一般にタイの福祉施設は敷地が広く建物も余裕をもっているうえ管理も良い。しかし国立施設が19ヵ所というのはいかにも少ない数であり、実際に施設に収容されるのを待っている児童が多数ある。

小学生以上の児童を収容している施設では必ず教育、職業訓練を行っており、児童が将来一人前の社会人として自立できるよう配慮している。男子は農業（畜産、果樹栽培など）、木工、印刷植字、理容、女子はドレスメーキング、理美容、農業、手芸等の訓練を受けている。

(5) 低所得家庭の児童

稼得者はいても所得が低く児童の養育に支障があると認められる場合に対処するため、低所得者用小学校（バンコック市内1ヵ所、1976年の生徒数約4400人）の設置、職業訓練（自立農民農場および児童福祉施設において）、奨学金の供与（1976年中16件、年400バーツから2400バーツまで）、奨学金の貸与（1976年中41件、総額14万5000バーツ）を行なっている。

(6) 児童の保護

厚生局は警察局少年課と協力して少年の生活指導、不良化防止に努めており、1976年には1147件を取り扱った。不良化の程度の軽い少年は養護施設に収容されている。

厚生局は民間児童福祉施設の新設許可（1976年においては7件）および既存施設の検査指導（1976年においては232件）を行なっている。

なお、厚生局は地方に10ヵ所の児童福祉ユニットを設置しているが、1976年には87件の事案を処理したとしている。

(7) 生活保護

厚生局が生活保護を開始したのは1949年のことであるが、これは権利として国民に保障されているとは言いがたい。1976年に1461家庭に25万バーツの給付が行なわれた。

本来生活保護は社会福祉施策の基本となるべき制度

であり、所得格差の是正に資するところ大であるにもかかわらず上記の適用件数しかないことはタイの社会福祉がいまだ端緒の時期にあることを物語っている。しかし、厚生局は生活保護の拡充を計画しており、わが国の法令についても鋭意研究している。因みにタイでの貧困ラインは月収1000バーツ程度と見るむきが多い。1975年にククリット元首相は、月収1000バーツ未満の家庭に対し無料医療、無料バスのサービスを行なった（これはセニー首相との交替に伴い廃止された）。これはバンコック市内の基準であって、農村地帯での平均月間所得は地域によって異なるが、およそ450～1100バーツ程度であり、貧困ラインはかなり低いものとなろう。

(8) 児童の労働

タイでは児童が労働に従事することが普く見られる。街路での物売り、自動車の修理、廃品回収、私営バス（トラックを改造して乗客をのせるもの）の車掌、中小工場での労働などがこれに当る。問題は、これらに従事する児童の多くが義務教育（7年間）すら受けていないこと、およびこれらの労働の多くが危険を伴うということである。

街路での物売り、特に大きい交差点における児童の新聞、花等の販売は危険であり、外国からの訪問者にも強い印象を与えている。1977年にバンコック首都圏当局が実施した調査によれば、ある時点での街路の児童の数は217人（15ヵ所）、うち男子70.51%、学校へ行っていないもの22%である。これら児童の多くは教育を受け、より良い就職の機会を求めているが、彼等の家庭が貧しいために、75.91%の児童は強制されてこの業務に従っている。彼等の1日当りの収入は20バーツに満たない者から60バーツを超えるものまでとかなり差があるが、もっとも頻度の高い収入は21～30バーツであり、これはタイの成人労働者の最低賃金（28バーツ）をやや下回る程度であるといえよう。ということはこの収入は児童とその家庭にとっては捨て難い収入であり、当局が時折り両親を説得してもなかなか児童が街路から去らない理由なのであろう。

東南アジアの多くの国に乞食が居ることは事実であり、タイも例外ではない。これらの乞食の多くが心身に障害を有している大人であるかあるいは児童である。タイは仏教の教えに従って稼得能力のない乞食には同情し、金銭を与える者が多いので児童をタネにかなりの収入を得ている親が居るとも言われている。タイ政府は乞食は国の恥であるとして取り締まるが根本的な解

決ができないので、いつしか乞食がもどって来るといふふうである。

2 障害者福祉

心身障害者福祉対策として行なわれているのは施設収容（1ヵ所）および職業訓練センター（2ヵ所）の二つの方法であるが、これもきわめて不十分であるといえよう。収容施設では重度の障害者を入所させており、造花作り、手芸、家畜の飼育など軽い作業の修得に意を用いている。職業訓練センターでは、ドレスメーキング、編み物、ラジオ・テレビの修理、皮革製品製造、木工等の訓練をしている。

職業訓練を終了した者に対してはつとめて就職先の紹介を行なっているが、100万人を超える失業者の居る現在のタイで就職先を見出すのはかなり困難でもあり、厚生局はこれら障害者のためにワークショップ2ヵ所を設置している。その一つはILOの技術協力を得て洋傘を製作しており、1976年に40人の障害者により1日約300本の傘を製作したという。

1964年、厚生局と保健省が協議した結果、保健省が精神病院退院者を収容し、その社会復帰を促す中間施設——ハーフウェイホーム——を設置することが決定された。ハーフウェイホームでは治療および職業訓練を行なっており、1976年には入所63人、退所47人、年末に225人在院との報告がある。この施設における職業訓練は、農業特に果樹栽培に重点が置かれており、退所者の大半は地方の故郷に帰るものと見られる。ただし、退所後ふたたび精神病院へ入院する者も若干あるという。

3 老人福祉

タイでは家庭の中における老人の地位が高く、老人は家庭の中で平穏に余生を送っている。したがって身寄りがない老人についての福祉以外に特に考慮する必要はないとされている。もっとも、1970年の国勢調査によれば、65歳以上の老人は全体の3.1%を占めているに過ぎない。

厚生局は身寄りのない老人ホーム6ヵ所を設置管理している。老人ホームのタイプは3種あり、無料の共同生活タイプ、一定額自己負担のホステルタイプおよびプライベートハウスタイプ（所定の敷地内に自己資金で住宅を作るもの）である。いずれのタイプも施設の管理、医療サービス等は厚生局によって行なわれている。

4 婦人更生

厚生局は売春防止法（1960年制定）に基づき、売春婦（これをsocially handicapped womenと呼称している）の更生事業を行なっている。婦人更生施設は3ヵ所あり、ここで初等教育、職業訓練、医療、生活指導、就職あっせんおよびフォローアップを行なっている。

売春防止法の施行後売春は許されなくなり、毎年2000人前後の売春婦がバンコックで逮捕されてきたが、売春が一向に減少していない実情にある。婦人更生施設に入所している約1000人を調査したところによれば、彼女等の6割が10代であり、75%が経済的理由により売春に従っており、99%が4年以下（義務教育7年のうち前期4年を修了したか、それすらも修了していないということである）の教育しか受けていない（まったく就学していない者が実に34.7%ある）。また、I.Q.について調べたところ、平均レベルにある者はわずか0.6%であり、53.9%がI.Q. 69以下との結果が出たという。

施設に入所している婦人が全体を代表しているかどうか疑問である（経験年数が短く、かつ知能のやや劣る婦人が施設に多いと推測される）が、とにかく売春が深刻な社会問題であることが理解されよう。

ターニン前首相は裁判官の出身でもあり、首相就任後早々に婦人更生施設を視察し、当局に対し実効ある売春防止対策の立案を命じた。しかし、ターニン前首相らが知恵をしばった結果にまとめられた方策は、売春婦および売春を行なわせる場所をそれぞれ登録せしめ、新法施行後の新規登録はいっさい認めないこととするというものであった。これは売春の増大をひとまず抑え、しかる後にその減少を待つ方策であるが、一部にせよ売春の存在を政府が認めることについて政府内外で議論が百出し、結局ターニン内閣の崩壊と共に検討は中止された。

5 浮浪者・乞食対策

厚生局は乞食防止法（1921年制定）に基づき乞食、浮浪者の収容および更生に当たっている。現在4ヵ所の収容施設を設置して、所内で職業訓練を行なっている。

乞食のことについては前述したが、各戸を個別訪問する乞食は無いが、街路や市場に坐っているものが散見される。警察が時々取り締りを行なうが、これが解決策であるとは誰もが考えていない。乞食の多くが身体障害者またはらい患者であることが市民の同情を誘う訳であるが、これはとりも直さず福祉施策の遅れを示している。

6 災害救助

災害の被害者の救援は厚生局の大きい仕事である。厚

生局の資料によれば、1976年に1475件の災害が発生し、同局は577744人を対象に約3000万バーツ相当の金品を供与した。現在全国に4カ所の災害救助センターを有しており、ここに救援物資が備蓄してある。

タイは天災の比較的少ない国であり、せいぜい突風、洪水（きわめて大陸的な洪水であって人畜家財に被害が出るものは少ない）、火災、かんばつがある程度であり、台風、地震はほとんどない。

なお、タイは4カ国と国境を接しており、国境地帯で小紛争が度々発生しているが、これらにより被災したり避難した住民に対しても救助が行なわれている。

7 自立農家育成 (Self-Help Land Settlement)

Self-Help Land Settlementは無職の者に農地を与えて自立農家となることを援助するプログラムであり、農業国タイにおいては、福祉施策であると同時に雇用施策であり、農業施策でもある。1940年にこのプログラムを開始して以来1976年末までに55カ所の新しい村落（38県）を作ったが、これにより16万ヘクタールの農地を開墾し、88377家族（484581人）が農業に定着した。このプログラムは入植者に土地を与えること、資金の貸与、農業技術の指導訓練、農業生産物の市場の開拓などを含むものであり、その事業量は相当のものである。

8 コミュニティ・サービス

以上述べてきた施策は特定のニーズを有している者を対象としているものであるが、以下に述べる施策は一般大衆を対象とするものである。

(1) 青少年センター

青少年センターは一般青少年のために教育、レクリエーション等の指導を行なうものであり、現在3カ所ある。

(2) コミュニティ・センター

コミュニティ・センターは一般大衆を対象として、レクリエーション、社会教育、ボランティア活動、保育等を指導または実施しているもので、現在3カ所ある。

(3) ユース・ホステル

ユース・ホステルは、地方からバンコックへスタディ・ツアー等により来訪する教職員、学生のための宿泊施設である。1泊初日5バーツ、2日目以降は1日3バーツというきわめて安い宿泊料金とされている。現在1カ所ある。

(4) ホステル

ホステルは、バンコックを訪問した一般大衆の宿泊施設であり、旅行者およびバンコックに仕事を求めて来る者に利用されている。厚生局は、ホステル法（1964年制定）に基づいて私営ホステルの監督を行なっている。1976年末には386のホステルがあり、16500人がこれに起居しているとされている。実際にはホステルは学生下宿の機能をも果しているようである。なお、内務省職員子弟専用のホステルが1カ所あり、これは厚生局が管理している。

(5) 青少年ツアー

これは、学生、青少年、教職員等を集めて国内のスタディ・ツアーを行なうものであるが、一般国民の国内旅行がさして盛んでない現状において、学生等に名所旧跡または地方産業都市等を訪れる機会を与えることに意義があるとされている訳である。なお、タイ人は旅行好きではあるが、宗教に関連する旅行の習慣がないこと、交通機関、宿泊施設が必ずしも十分でないことなどにより、親族相互の往来以外にはあまり旅行をしない。

(6) 公営質屋

厚生局は1955年以来公営質屋を運営しており、現在10カ所ある。利息は月1.25%と通常の質屋より低いので利用者が多い。1976年には約258000人がこれを利用し、3億8300万バーツが融資された。この間に公営質屋があげた利益1000万バーツは福祉事業に使用された。

タイでは市内のいたる所に質屋があり、庶民の金融機関として利用されている。余談であるが質屋が栄えていることおよびタイの泥棒が金銭よりも電気製品や家具をぬすむ辺にタイでは現在でも物に価値があることを看取することができよう。

9 スラム対策

バンコックにはディンデーン、クロントイおよびトングローの3大スラムをはじめとして大小合わせて約350カ所のスラムがあるとされている。スラムにはバンコックの人口の15%に相当する約60万人が居住している。このように多数のスラムが形成された原因は、過去のバンコックの人口増加に対応すべき住宅、上下水道、道路、学校、電気等の公共施設の整備が追いつかず結局生活環境の劣悪な密集住宅が無秩序にできてしまったことにある。

スラムはそれ自体が住民の健康上好ましくないのみならず、住民の貧困、失業、教育機会の僅少なこととあい

まって犯罪、麻薬の密売等の社会問題の温床となっている。

タイ政府はスラムの解消に努めており、国家住宅公社 (National Housing Authority, NHA) その他の機関によってスラム地域の再開発を進めている。NHA は 1977 年に始まる 5 カ年計画により 2 億バーツを投入し、4 万戸分の一個建住宅または高層アパートを建設することとしている。

ディンデーンは有名なスラムではあるが、近年著しく再開発が進み、高層アパートが整然と並んでいる。現在のペースで事業が進めばディンデーンのみならずスラムの多くが解消されよう。しかし、樂觀できない要因は、現在も続いているバンコックへの人口の流入である。現在でもインフラストラクチュアの面から見てバンコックは人口過密の状態にある訳であり、人口抑制が必要であるとの意見も多い。しかし、有効な手段がなく、農村が不景気になるたびにバンコックの人口が増加することとなる。人口の地方分散、換言すれば地方の産業を振興し、地方都市に魅力を持たせることができるかどうかは大きい課題である。

10 山岳民族の福祉

東南アジア諸国の多くは程度の差はあれ少数民族問題をかかえている。タイは民族問題が政権の屋台骨を揺り動かすほどのことはないが、山岳民族が、他国の国境に近い山中に居住していることもあり、山岳民族対策に意を用いている。山岳民族 (メオ、ヤオ、アカ、カレン、リス、ムースー、ラフー等の部族がある) はタイ北部、西部および東北部の山地に居住しているが、古来焼畑農業 (山の斜面を焼き払った後に米、雑穀を植えるが、土地がやせるので毎年別の土地を使用する必要が生じ、定住が困難となる) および麻薬の原料となるけしの栽培を行なって来た。焼畑農業は森林資源に損害を与え水源の維持を困難とする。一方麻薬については一日も早くこれをけし以外の商品作物の栽培に転換させることが要請されている。

山岳民族がこのような状況にある原因としては、山岳民族の居住している土地、自然環境が厳しく、山岳民族の経済力が向上しないこと、タイ人と比べて古来近代の文明や科学技術に対する関心が低いことが指摘される。

タイ政府は 1959 年に山岳民族委員会を設置し、山岳民族の発展および福祉の向上を審議してきた。厚生局はこのメンバーであると同時に委員会の幹事役を勤めてきた。山岳民族の福祉施策は次のとおりである。

(1) 自立農業プロジェクト

厚生局は、山岳民族の定着を促すため 4 カ所の自立農場 (合計 24000 ヘクタール) を運営し、山岳民族に対し農業指導、教育、保健活動、住宅整備、職業訓練を行なっている。このプロジェクトには 2000 家族 (ポ 1 万人) が参加しているが、茶、コーヒーの栽培 (コーヒー豆はけしに替る作物として期待されている)、家畜の飼育などにより成功しているという。

(2) 山岳民族開発・福祉センター

厚生局は 9 県に各 1 カ所の山岳民族開発・福祉センターを設けている。このセンターを基地としてモバイルユニットが巡回指導に当たっており、1976 年には 200 のモバイルユニットが 43543 家族 (238028 人) に指導とサービスを行なった。

センターはまた高地農業の試験研究、僻地における通信の試験および山岳民族の生産物の販売をも行なっている。

(3) 開発区域プロジェクト

このプロジェクトは、すでに山岳民族によって耕作された後に放置されている土地を整備し再利用することを目的とするもので、現在 3 区域ある。1 区域当りの人口は約 1000 人である。

(4) 山岳民族難民センター等

厚生局は国家治安作戦本部 (これは国内のゲリラを鎮圧し、心理作戦を実施している機関である) と協力し、共産ゲリラ侵透地域から逃げて来た山岳民族を救済するためのセンターを設置している。

上記(1)から(4)までの施策のほか厚生局は社会・文化教育、仏教の普及、麻薬中毒患者の治療、職業訓練、山岳民族研究所 (チェンマイ大学に付置) の運営等各種の施策を行なっている。山岳民族研究所は図書館および博物館を併設しており、山岳民族の文化の調査およびその保存に努めている。

11 社会保険制度の検討

タイでは労働者、国民一般を対象とする社会保険制度はまだ実施されていない。ただ、公務員を対象とする老齢・退職給付および医療給付があり、また工場労働者を対象とする労災給付が実施されている。

公務員の老齢・退職給付は、一定年数以上の勤務をした者が死亡または退職した場合に「退職時の給与×勤務年数/50」の年金 (月額) が支給される。タイの公務員の定年が 60 歳であることを考慮すると、通常定年退職者は給与の 6 割から 8 割位まで支給されることとなる。し

かも勤務年数には僻地または危険地で勤務した年数が加算されるなどの政策的配慮も行なわれているので、年金月額が退職時の給与とほとんど等しくなる者もあるという。ただし、年金額はインフレによってもスライドされないののでインフレの際には受給者は不利となる。医療給付は、通院の一部および入院の全部について給付が行なわれる由である。タイの公務員は給与が非常に低く押えられているが、公務員に人気があるのは公務員の社会的地位が高いことのほかに社会保障上厚い措置が構じられているのも一因かと思われる。一定年数に達しないで退職した者には一時金が支給される。

一般労働者を対象とし、医療、老齢、出産等をカバーする社会保険制度は、過去15年にわたって政府部内(厚生局)で検討されてきたが、まだ制度発足に至っていない。クリアンサック現首相は社会保険制度の発足に深い関心を有しており、社会保障法案の立案を命じたので厚生局は社会保障法案をとり出してきて検討を開始した。厚生局は財政上の負担が軽く、かつ国民になじみやすい医療および出産の給付を行なう案を発表したところただちに労働界から老齢給付も入れるべきであるとの注文が付いた。そこで厚生局は老齢給付をも含む案を準備して内務省内および国会での議論に備えている。

タイにおいては社会保険制度に関する国民の理解はまだ浅く、政府(厚生局および大蔵省)、使用者、労働者はそれぞれ都合の良いことを考えており、社会保険制度の将来の姿とか費用負担の問題には真剣に取り組んでいるとは言い難く、また現在のタイの国家経済の枠内で実

効のある制度が成立し得るか疑問もある。しかし、最近の議論によって次第に社会保障の論議が現実味を有するようになったことは事実であり、近い将来何らかの保険制度が発足する可能性もある。厚生局社会保障課は、本件の所管課であり、過去各国の社会保障制度の調査研究をしてきたが、わが国の社会保険制度をつねに参考としつつ作業をしていると述べていた。

おわりに

タイの社会福祉施策の特徴をまとめてみると、①自立農家の育成、山岳民族の福祉対策など政治的理由のある分野に高い優先順位が与えられていること、②生活保護、母子家庭福祉などが遅れている反面では児童福祉が比較的重視されていること、③小規模ではあるが、障害者福祉、児童福祉はもとより、一般青少年・国民を対象とする事業にも着手していること、④種々のサービスのなかで職業訓練にもっとも力を入れていること、があげられよう。

現在タイは厳しい国際環境に置かれており、自力で国の経済発展と国の安全保障を達成しなければならない状況にある。このように国家財政がひっ迫している際ではあるが、国のレジリエンスを高めるためにも社会福祉施策は必要とされるであろう。最後に内務省および厚生局の幹部そして職員は、アジアで発展をとげた唯一の国であるわが国をお手本としてせいっぱいの努力をしていることを付記しておきたい。